

別表

未熟児養育医療費費用徴収基準

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400円	540円
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	790円
D 2		15,001円以上21,000円以下	1,080円
D 3		21,001円以上51,000円以下	1,620円
D 4		51,001円以上87,000円以下	2,240円
D 5		87,001円以上171,300円以下	3,480円
D 6		171,301円以上252,100円以下	4,940円
D 7		252,101円以上342,100円以下	6,500円
D 8		342,101円以上450,100円以下	8,240円
D 9		450,101円以上579,000円以下	10,200円
D 1 0		579,001円以上700,900円以下	12,340円
D 1 1		700,901円以上849,000円以下	14,700円
D 1 2		849,001円以上1,041,000円以下	17,250円
D 1 3		1,041,001円以上1,222,500円以下	19,990円
D 1 4		1,222,501円以上1,423,500円以下	22,940円
D 1 5		1,423,501円以上	全額